

服務管理委員会設置要項

広島市立広島特別支援学校

(目的)

第1条 教職員の規範意識を高め、学校組織として主体的に不祥事防止に取り組むため、服務管理委員会を設置する。

(委員会の構成)

第2条

- (1) 委員は校長が指名する。
- (2) 委員はふれあい相談窓口担当者と兼務することを妨げない。
- (3) 委員構成は、男性、女性の委員で構成する。
- (4) 委員は、校長、教頭、事務長、研究部（人権教育担当者）、生徒指導部、保健指導部の職員で構成する。
- (5) 校長は必要に応じて、関係教職員、及びその他の関係者の出席を認める。

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を遂行する。

- (1) 校内研修の企画及び実施
- (2) 教職員への注意喚起及び意識啓発
- (3) 不祥事防止チェック等の教職員意識調査の実施
- (4) PTA との意見交換

(その他)

第4条

- (1) 本委員会は、ふれあい相談窓口担当者と十分に連携を図り、業務を遂行する。
- (2) この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要項は、平成22年2月15日から施行する。

附則

平成22年4月1日、この要項の一部を改正する。

附則

平成26年4月1日、この要項の一部を改正する。

平成29年度「服務管理委員会」の構成について

(1) 人数 9人

(2) 構成員

職名	氏名	性別	備考
校長	中尾 秀行	男	
教頭	西山 美香	女	
教頭	山本 隆之	男	ふれあい相談窓口
教頭	田中 晃子	女	
事務長	土居 祐子	女	ふれあい相談窓口
教諭	木戸 英明	男	ふれあい相談窓口 生徒指導主事
教諭	中岡 美穂	女	ふれあい相談窓口 保健主事
教諭	小川 雅彦	男	ふれあい相談窓口
教諭	竹元 恵美子	女	ふれあい相談窓口 生徒指導主事